

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 厚生労働省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置	
要望内容（概要）	飲食店等における喫煙専用室の早期設置を促すことにより、望まない受動喫煙を防止するため、当面の間、喫煙専用室を設置した場合における税制上の所要の措置を講じる。	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号         </div>	
減収見込額	[初年度] 精査中 ( - ) [平年度] - ( - ) [改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国会への法案提出の準備を進めている、受動喫煙対策の法案において、喫煙専用室の設置が認められている施設について、喫煙専用室の設置を促進するとともに、喫煙専用室がなくても喫煙可能としている施設についても、喫煙専用室の設置を促進することにより、広く望まない受動喫煙を防止する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立がん研究センターの発表によれば、受動喫煙を受けなければ亡くならず済んだ方は、国内で少なくとも年間1万5千人と推計されている。また、厚生労働科学研究班の推計によれば、受動喫煙による超過医療費は年3,000億円以上とされており、あらゆる「望まない受動喫煙」のための取組が求められている。</li> <li>○ 平成29年1月には、内閣総理大臣施政方針演説で「受動喫煙対策の徹底」を行う旨の表明があった。また、平成29年3月1日には、厚生労働省が「受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）」を公表し、「公衆の集まる場」について、施設や場所の性質を十分に考慮しながら禁煙とすること等を内容とする法案提出に向けた準備を進めている。</li> <li>○ この「基本的な考え方の案」では、飲食店、ホテル、サービス業施設等は、原則屋内禁煙としつつ、喫煙専用室の設置を認めることとしている。こうした施設においては、「望まない受動喫煙」による健康影響を低減する観点から、当面の間、規制のみならず、喫煙者が喫煙する場所を一定程度確保するための喫煙専用室の設置を促進することにより、望まない受動喫煙を効果的に防止する必要がある。</li> <li>○ また、喫煙専用室がなくても喫煙可能とすることとしている施設についても、「望まない受動喫煙」による健康影響を低減する観点から、当面の間、喫煙専用室の設置を促進することにより、望まない受動喫煙を防止する必要がある。</li> </ul>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。</p> <p>(政策目標 10) 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること。</p> <p>(10-2) 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること。</p> <p>(10-3) 総合的ながん対策を推進すること。</p>
	政策の達成目標	<p>国民の命と健康を守るため、望まない受動喫煙を防止する。</p> <p>(参考：がん対策推進基本計画(平成24年6月8日閣議決定)) 行政機関及び医療機関は平成34(2022)年度までに受動喫煙の機会を有する者の割合を0%、職場については、事業者が「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講ずることにより、平成32(2020)年までに、受動喫煙の無い職場を実現することを目標とする。また、家庭、飲食店については、喫煙率の低下を前提に、受動喫煙の機会を有する者の割合を半減することにより、平成34(2022)年度までに家庭は3%、飲食店は15%とすることを目標とする。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>平成23年度から、受動喫煙防止対策助成金として、職場での受動喫煙を防止するために、一定の基準を満たす喫煙室の設置等について、その費用の一部の助成を実施している(助成率1/2、上限額200万円。平成27年度までの喫煙室設置の助成実績累計1,550件。平成29年度予算1,028,472千円)。</p> <p>当該助成金は、職場での受動喫煙防止対策を目的として、労働者災害補償保険の適用事業主である中小企業事業主に対して助成を行うものである(労災保険の適用を受けない事業主(一人または家族のみで経営し、労働者を雇用しない場合等)や大企業は対象とならない)。</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—